

# テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書

2018年11月15日

衆議院議長 大島 理森 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク  
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号  
東西館ビル本館47号室

電話&FAX 03-5212-4611

## 陳情趣旨

軍事技術に先導された科学技術は、特に情報収集技術において飛躍的發展を遂げ、高度情報化時代の礎を築いてきている。情報収集として、各国指導者の動向を人工衛星で監視することから、室内でも動向が探れ、発言を盗聴でき、その考えていることを読み、そして自由に動かせれば最高の情報収集技術となるわけで、先進各国が守秘義務の中で開発を続けているものである。これにはレーダーや人工衛星を用いての情報収集とスーパーコンピュータやAI技術を使つての解析があり、その精度とスピードは飛躍的に増しております。しかもその対象は拡大でき、米国とイスラエルにあるスーパーコンピュータを使うと同時に数百万人を監視できると言われ、全人類を対象とすることも可能になっている可能性があります。監視に加えて、人の思考を読み、自由に動かすためにサイバネティクス技術が開発され、70年に及ぶ開発の結果、その完成度はテクノロジー犯罪被害者が証言しているところであり、当該被害者が、三欲操作、生理操作、五感操作、感情操作、疾病操作、筋肉や運動機能の操作、そして思考操作まで証言していることから、人間のあらゆる機能が遠隔からコントロールできるレベルに達していると考えられます。これはこれまでにない人権侵害が可能になっていることを示すものであります。また人間に止まらずに地球環境や気象までコントロールする技術も開発され使用されていると考えます。人間・環境・気象まで悪意を持ってコントロールしようとするテクノロジー犯罪は許されるべきものではありません。他方嫌がらせ犯罪の蔓延も著しく、全国的な組織網を完成し、連絡網を完備して、マニュアルに従って行なっていると考えられます。この組織はテクノロジー犯罪で利用されている武器の一部（レーダーやマイクロ波兵器）を使って、世相を演出するだけでなく、傀儡政権を作るために働いていると考えられます。マイクロ波兵器については在キューバ米国大使館員への攻撃が報道されて一般もその存在を知るところとなっております。以上の実態を看破できましたことからテクノロジー・嫌がらせ両犯罪は被害者の問題を越えて国民的問題であります。いつでも全ての国民にこれを行なえる準備が整っていると考えます。これを放置しますと両犯罪を用いた国民絶対管理の専制時代が到来する恐れがありますことから、人類史上ない危機に直面しているとの認識で、国会議員の特権である国政調査権を十二分に活用して、以下の陳情項目を断行して頂きますよう要望致します。

陳情項目 1. レーダー、人工衛星、スーパーコンピュータ、AI 技術などを用いた監視技術（サベイランス・テクノロジー）の国民への悪用実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在が結束してこれに当たるようにして下さい。

陳情項目 2. 思考を含めて人間のあらゆる機能を遠隔からコントロールするサイバネティクス技術の国民への悪用実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在が結束してこれに当たるようにして下さい。

陳情項目 3. サイバネティクス技術の一態様としてある神経学的通信システム（音声・映像送信）の国民への悪用実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在が結束してこれに当たるようにして下さい。

陳情項目 4. 監視技術（サベイランス・テクノロジー）とマイクロ波兵器やサイバネティクス技術を用いて国民を拷問し疾病を誘発している実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在が結束してこれに当たるようにして下さい。

陳情項目 5. サイバネティクス技術に不可欠なブレインチップの国民へのインプラントとインフォームドコンセントがない人体実験の実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在が結束してこれに当たるようにして下さい。

陳情項目 6. 監視技術（サベイランス・テクノロジー）とサイバネティクス技術を用いて国民を出生から死まで監視し管理している実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在が結束してこれに当たるようにして下さい。

陳情項目 7. 地球物理学兵器、気象変動兵器の悪用実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守る

るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在結末してこれに当たるようにして下さい。

**陳情項目 8. 高度情報化時代の戦争の現実とそれが結果する絶対専制国家の現実を国民が理解するだけでなく世界の人々が理解するようにして下さい。**

**陳情項目 9. 嫌がらせ犯罪（組織的・継続的嫌がらせ行為）の実態、それが民主的政治プロセスに影響を及ぼしていること、政権掌握に利用できること、ひいては傀儡政権作りに利用されている実態を、国政調査権を用いて明らかにし、それから国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在結末してこれに当たるようにして下さい。**

**陳情項目 10. テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を用いて、凶悪犯罪・事件の増加、ストーカー被害者の増加、自殺者の増加、精神疾患患者の増加、家族崩壊、社会破壊、社会の低俗化、警察の悪質化など、世相を演出している実態を、国政調査権を用いて明らかにし、それに使われている技術が特定秘密保護法の対象とならないよう監視し、またそれから国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在結末してこれに当たるようにして下さい。**

---

## 陳情項目詳細説明

### 陳情項目 1 に関する詳細説明

レーダー、人工衛星、スーパーコンピュータ、AI 技術などを用いた監視技術（サベイランス・テクノロジー）の国民への悪用実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在結末してこれに当たるようにして下さい。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとう監視技術（サベイランス・テクノロジー）が使われております。これはテクノロジーが特定個人をストーカーする時代になっているということでもあります。米国 CIA やイスラエルのモサドで諜報部員として活動したカール・クラーク氏は、「ターゲットはレーダー、衛星、基地局、無料のコンピュータープログラムで、どこに居ても追跡できます。ターゲットの近くに 3 台のレーダー装置が配置されることもありました。このレーダーからマイクロ波が発信され、その一部がターゲットを捕捉し、結果が評価されます。特殊部門に所属していた私の同僚は、コンピューターでターゲットを終日追跡することができました（添付資料 3）」と証言しております。これが諜報部員の仕事としてあり、18 年前には一般的になっていたと

いう氏の証言は重要であります。

元フィンランド最高医務責任者でテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の世界的研究者ラウニ・キルデ博士は、米国とイスラエルにあるスーパーコンピュータを用いれば同時に数百万の人間を監視できると証言しております（添付資料4）。これは国境を越えて監視できることを示唆するものであります。そしてこれがテクノロジー犯罪を行なうに最も基本的な技術となっております。

両者の証言から、監視技術（サバイランス・テクノロジー）には、諜報部員の使用に供するように持ち運びできるものから、軍事レベルのものまであることが分かってまいりました。これが国民に悪意を持って使われることがないよう、国政調査権を用いて、その所在と使用できる組織・使用実態を明らかにして、それが特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう監視し続けていただきますとともに、その悪用を刑法犯罪として処罰できる「監視技術（サバイランス・テクノロジー）悪用防止法」の制定を要望致します。また国境を越えての悪用も考えられますので、「監視技術（サバイランス・テクノロジー）悪用防止条約」を制定して、全ての国が批准して順守するように、各国議会が結束して当たるようにして下さい。

## **陳情項目2に関する詳細説明**

**思考を含めて人間のあらゆる機能を遠隔からコントロールするサイバネティクス技術の国民への悪用実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会が結束してこれに当たるようにして下さい。**

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、人間の生理機能から、運動機能、五感、感情、三欲に影響を及ぼすテクノロジーが使われております。しかもそれは影響のレベルを越えてコントロールできるレベルにあることは被害者証言から断言できるものであります。これを可能にしている技術がサイバネティクス技術であります（添付資料5）。そしてその完成度をテクノロジー犯罪被害者が証言しているのです。この事実は、本人以外の意思で自らの各機能が動かされてしまうことで、言語を絶する人権侵害であります。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の思惟活動にまで影響を及ぼすテクノロジーが使われております。これは今日の技術が人間の最大特徴である脳活動に介入するようになったということで、究極のプライバシーの侵害であり、人権侵害であります。これも前記サイバネティクス技術の為せる業であります。これに付いては欧米でよく言われるマインドコントロール（洗脳）技術という表現もできます。被害内容としては、考えていることが読まれている（思考盗聴）、作られた思考やアイデアが脳内に送られてくる、猜疑心を掻き立てるように脳活動が活発化される、思考できなくされる、寝ているとき脳に介入され利用される、考えを読んで嫌がらせ犯罪に利用されている、意識を失くされ動かされ

る等であります。一方考えを読んでいることが分かるように仕掛けてくることもあります。思考は人間の究極のプライバシーですからそれが読まれているということはたまらなく嫌なものであります。このような技術が存在して無辜の一般市民に悪用されているという現実には本当に恐ろしいことでもあります。この技術は感知できないように利用できることも恐ろしいことでもあります。知らないうちに何者かに動かされていたということがあり得るのです。私の経験から脳への介入は40年を超える歴史があると考えますので、それほど長きにわたりこれが使われてきたということは、犯罪主体が歴史を演出している可能性があります。

この技術の存在を裏付ける資料として、1998年1月、フランス国家生命倫理委員会の見解があります（『神経科学の進展と人権への脅威』（添付資料6））。——同委員会でパストゥール協会の精神科学者 Jean-Pierre Changeux 博士は「人間の脳の働きを理解することは将来の最も野心的で豊かな教養の一つになる」とした上で、「神経科学は脳内の映像技術の進展によって計り知れないプライバシーの侵害を作る」とその潜在的危険を提起し、「その装置は今でこそ高度な技術を要するけれども、それがやがて一般的になり、身近で使用されるようになることを予見して、それは個人の自由の侵害、行動のコントロール、洗脳という虐待に道を開くものである」——と述べたのであります。当NPOの訴えはその危惧が現実のものとなっていることを証明するものであります。またフランス原子力委員会の Denis LeBihan 博士は「映像技術の使用は人々の思考を読むことができるまでに至っている」と述べております。そして「同委員会はその危険を深刻に捉えて、その問題を研究し、可能な注意を喚起する」と発表しているのです。

テクノロジーのレベルは今そこにあり、それが実際に悪用されていることを当NPOは訴えておりますことをご理解頂きたいと思っております。この技術は Jean-Pierre Changeux 博士が述べたように高度な技術でありますので、限られた組織のみ利用できるものと考えられます。そのため衆議院挙げて国政調査権を用いて究明すればその所在を特定できるはずであります。そしてこの面からのテクノロジー犯罪主体の摘発を要望致します。またその技術が特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう政府を監視し続けて頂きますとともに、一刻も早くその技術の社会的認知と、その悪用を刑法犯罪として処罰できる「サイバネティクス技術悪用防止法」の制定を要望致しますとともに、この面でも国境を越えての使用が考えられますので、「サイバネティクス技術悪用防止条約」を制定して、全ての国が批准して順守するよう、各国議会が結束してこれに当たるようにして下さい。

### **陳情項目3に関する詳細説明**

**サイバネティクス技術の一態様としてある神経学的通信システム（音声・映像送信）の国民への悪用実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会が結束してこれに当たるようにして下さい。**

テクノロジー犯罪の代表例として音声・映像送信被害があります。周囲にだれもいないのに、また音源がないにもかかわらず、頭の中で音声が聞こえ、周囲に存在しない映像が見えるというものであります。端末を持たなくても会話できるのですから通信の最先端技術の悪用と考えられます。「情報化社会」という言葉を作った増田米二は、同名の著書(1980年刊)で、「現代の通信技術の危険性、また国境を越えて人間の脳をコンピュータにつなぐことが可能になるコンピューターの先端的な利用の危険性について、人々がこのような神経学的な通信システムを学習せずに、その用途への影響力を掌握すれば、新しい種類の専制君主が出現する恐れがある『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ (SAVAGES, SCIENCE and Brain-Computer Technology)』 p1 (添付資料7)」と30年以上前に警告しております。学者はいい加減な論拠から発言しないもので、しかも30年前から音声送信被害者が存在することからも、神経学的通信システムの基礎はその時点に出来あがっていたものと思われる。

また元英国海軍所属マイクロ波の専門家バリー・トゥロー氏は「政府はマイクロ波をモールス信号のようにパルス周波数を変化させることによって脳にはいりこみ、また脳とつなぐことによって誘発できるものを発見しました。パルス周波数を特別化して精神科医が生来の精神的病なのか誘発された精神病なのか分からないレベルに精神病を誘発できます。論理的にできることは個人の脳をターゲットにできることです。マイクロ波では非常に常識的なことですが、聞くことができる音声幻覚に陥らすことができます。あるいは精神分裂病の兆候を示すこともできます(添付資料8)」と述べて音声送信技術の存在を証言しております。

神経学的通信システムの国民への悪用実態を、国政調査権を用いて明らかにし、この技術が特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう政府を監視し続けて頂きますとともに、一刻も早く神経学的通信システムの社会的認知と、その悪用を刑法犯罪として処罰できる「神経学的通信システム悪用防止法」を制定して、犯罪主体からこの技術を奪取するとともに、二度と音声送信犯罪が起らないよう徹底した対応を要望致します。またこれに付いても国境を越えての悪用が考えられますので、「神経学的通信システム悪用防止条約」を制定して、全ての国が批准して順守するように、各国議会が結束して当たるようにして下さい。

#### **陳情項目4に関する詳細説明**

**監視技術(サベイランス・テクノロジー)とマイクロ波兵器やサイバネティクス技術を用いて国民を拷問し疾病を誘発している実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会が結束してこれに当たるようにして下さい。**

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われております。具体的には、針で刺された痛み、電気が体を突き

抜ける痛み、各臓器をピンポイントで撃たれる痛み、陰部攻撃、レーザーのようなもので狙い撃ちされる痛みと、攻撃方法は様々であります。さらには大小の空気の弾が当たることによる衝撃痛、頬を針金で貫かれる感覚や神経を編まれる感覚挿入のようにバーチャル的感覚挿入による攻撃痛の報告もあります。

これら痛み攻撃が可能であることを証明する資料としてアラン・フレイの論文『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応（添付資料9）』があります。それには「条件設定の異なる発信機では、頭を強く打たれる感覚が、——条件設定を変化させるとピンや針で刺された感覚が生じた」とあり、マイクロ波パルスを用いたテクノロジー犯罪としてあることに確信をもたせる内容であります。

また、前出バリー・トゥロー氏は、『マイクロウェーブ技術の危険性』で、「我々には8300の文書があります。私はその内の2300の知識を持っています。——技術的にできることは、——脳以外の体の他の部分も攻撃できます。心臓を攻撃して心臓発作を引き起こせますし、肺を攻撃して出血させることができます。またホルモンシステムを制御している体の重要な腺のいくつかを攻撃できます」と述べております。

このようにマイクロ波パルスを用い遠隔から特定部位をピンポイント攻撃できるマイクロ波兵器の存在を、国政調査権をもって明らかにするとともに、それが特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう監視し続けて頂きますとともに、その社会的認知と、その悪用を刑法犯罪として処罰できる「マイクロ波兵器悪用防止法」の制定を要望致します。また国境を越えての悪用も考えられますので、「マイクロ波兵器悪用防止条約」を制定して、全ての国が批准し順守するように、各国議会が結束して当たるようにして下さい。

テクノロジー犯罪にある生理操作には異常な尿意・便意・ガスの発生があります。陳情項目1で説明した監視技術（サバイランス・テクノロジー）と一体となって、四六時中の微弱な便意感、ガス充満状態、失禁操作が可能になります。これが長期にわたってあるいは一生涯付いて回るのでから拷問以外の何物でもありません。また、嘔吐・咳・下痢・発熱等風邪症状、極度の二日酔いや乗り物酔い、食当たり、切り傷、やけど、かゆみ症状などの疑似疾病の演出も可能であります。疑似疾病の典型的な例が、前記声音・映像送信で、それを幻聴・幻覚と捉えて統合失調症と診断することです。本当の原因はテクノロジーの悪用にあるのですから、問題をなんら解決しないどころか、被害者をさらに追い込む結果になっております。そのような中で陳情趣旨に記した在キューバ米国大使館員へのマイクロ波兵器による攻撃が明らかになって、当該被害者が、外傷がないにもかかわらず脳機能障害が認められたという医師の診断は、今後の改善に期待を持たせるものであります（添付資料10）。

疾病を誘発するマイクロ波兵器の存在と、それによって誘発された症状を疾病として権威づけている医学会の誤った対応を、国政調査権をもって明らかにして頂きますとともに、そ

の武器が特定秘密保護法で守秘義務の対象とされないよう監視し続けて頂きますとともに、その社会的認知と、その悪用を刑法犯罪として処罰できる「疾病誘発技術悪用防止法」の制定を要望致します。また国境を越えての悪用も考えられますので、「疾病誘発技術悪用防止条約」を制定して、全ての国が批准して順守するよう、各国議会在が結束してこれに当たるようにして下さい。

### 陳情項目5に関する詳細説明

**サイバネティクス技術に不可欠なブレインチップの国民へのインプラントとインフォームドコンセントがない人体実験の実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在が結束してこれに当たるようにして下さい。**

サイバネティクス技術を完全なものとするためにブレインチップのインプラントは不可欠なものと考えます。これに関して、元フィンランド最高医務責任者ラウニ・キルデ博士は、ジョン・グレン元米国上院議員による上院での発言を「1997年ジョン・グレン上院議員は、ブレイン・プロジェクトは現在最も非米国的問題であると述べた。彼は、米国の医薬品はブレイン・チップを含んでおり、それによって人間はスーパーコンピュータと接続され、医療研究、脳実験、行動操作、マインドコントロールが行われていると暴露した（添付資料11）」と紹介して、その実態を説明しております。そしてこれが正にテクノロジー犯罪の本質であります。

ジョン・グレン元上院議員の暴露から20年が経過致しましたが、私が1988年に米国に滞在していた時、TVニュースで、若い父親が娘をわきに座らせ、自分の娘には予防接種させないと訴えている姿を紹介していました。この父親はブレインチップインプラントを認識していたものと思われます。それから30年が経過しておりますので、米国だけでなく、世界でおびただしい数の人が知らないうちに同チップをインプラントされている可能性があります。このインプラントを阻止しなければテクノロジー犯罪は終わりません。

さらに卑近な例ではありますが、本人に知らせないインプラントを私自身経験しております。私の場合は上の親知らずにいつの間にか金属が装着されておりました。大きく口を開かなければ治療できない場所ですのでそれなりの設備と技術がなければできないことあります。医療現場を使つての本人の了解なしのインプラントは私に止まらないと考えます。このことから日本でも人体実験が行なわれていたと考えます。

前出バリー・トゥロー氏は、英国での事例として、「我々は政府が資金を拠出して国民の意思に反して実験を行なったことを示す文書を持っています。意思に反してだけでなく、告げることなしに。我々は1976年に遡つて全ての関連情報を所有しています。全てが



1976年までに知られていたのです。我々はそれ以上の証明も、調査も、なにも必要なくなっていたのです。そして我国で起草されたニュールベルグ条約、この条約は特別な条約ですべての国が署名しました。この条約が言っていることは、何人も同意なしに実験されない。また同意をする前に、全ての関わり、健康問題、将来の健康問題を理解する法的権利をもち、それを拒絶する法的能力を有する。但し唯一の例外があり、それは医者に限り自らを実験する場合である。それは第5項にあります。ですから何人も人体実験されることは許されないのです」と証言しております。

注射型インプラントの存在については、ラウニ・キルデ博士が、「衛星の助けを借りて、インプラントされた人間は地球上のどこにいても追跡される。このマイクロチップ技術は、イラク戦争でテストされたもののひとつであると、カール・サンダース博士は述べた。彼は、注射型のインテリジェンス・マンド・インターフェース (Intelligence-manned Interface) バイオチップを発明した (ベトナム戦争初期、兵士は血中のアドレナリンを増大するランボーチップを注射された) (前出『マイクロチップインプラント、マインドコントロール、サイバネティクス』p2)」と紹介しているところでもあります。

今日本の製薬会社が欧米の製薬会社を買収して国際競争での生き残りを計っておりますが、買収した会社が行っていたブレインチップ混入という悪行のつけを回されないようにすること、日本の製薬会社が同様の悪行をしないことが望まれます。

医薬品へのブレインチップの混入とその体内へのインプラントの実態、サイバネティクス技術開発のための人体実験の実態を、国政調査権をもって明らかにして頂きますとともに、「インフォームドコンセントのないあらゆるデバイスの人体へのインプラント禁止とそれによる人体実験禁止法」の制定を要望致します。また世界が同様の状態にあると考えられますので、「インフォームドコンセントのないあらゆるデバイスの人体へのインプラント禁止とそれによる人体実験禁止条約」の制定し、すべての国が批准し順守するように、各国議会が結束して当たるようにして下さい。

### **陳情項目6に関する詳細説明**

**監視技術 (サベイランス・テクノロジー) とサイバネティクス技術を用いて、国民を出生から死まで監視し管理している実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会が結束してこれに当たるようにして下さい。**

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪が40年を超える歴史があり、対象になった人とそうでない人には天地の差が生じますが、既に国民全てに両犯罪を仕掛けられるようになっていることを確信致します。またそれに止まらず出生から死まで両犯罪主体の意思の中で生きざるを

得ない体制がかなりの程度完成しているように思われます。国民総背番号制の議論をあざ笑うかのように1970年代初めには特定個人を捉えて離さないサベイランス・テクノロジーが稼働しておりました。出生から成長して、進学、学力の程度、進路、就職、結婚、仕事の功績、出世、収入、貯蓄、死に至るまでの細かい管理もその時代には始まっていたと考えます。これは基本的人権として認められるあらゆる自由が侵害されているということでもあります。この絶対管理を司る部署が日本国内に必ず存在するはずであります。そこにいる輩に必要不可欠なのがテクノロジー・嫌がらせ両犯罪であります。よってこの国民管理の実態を、国政調査権を用いて明らかにして、この面からの両犯罪主体の特定を要望致します。またそのために使われている技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し続けて頂きますとともに、その悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会が結束してこれに当たるようにして下さい。

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の対象とされるか否かで天地の差が生じることはもちろんですが、既に文化・スポーツ分野で大いに使われていると考えます。特にスポーツ分野では金メダルを目指して運動能力を向上させるために不可欠になっている可能性があります。これは新しい意味でのドーピングで、プラスに使われるかマイナスで使われるかで決定的差が生じることとなります。試合を決定づけられるのですから世界的賭博組織垂涎の技術であります。2020年の東京オリンピックを間近にして、競技選手へのテクノロジー犯罪を新たなドーピング問題と認めて、規制の対象とし、選手がテクノロジー犯罪に晒されない環境づくりと、同攻撃に即刻対応できる体制を構築しての開催を要望致します。

### **陳情項目7に関する詳細説明**

**地球物理学兵器、気象変動兵器の悪用実態を、国政調査権を用いて明らかにし、その技術が特定秘密保護法の対象にならないよう監視し、またその悪用から国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会が結束してこれに当たるようにして下さい。**

テクノロジー犯罪被害に振動被害があります。周囲の振動や体の振動ですが、周囲の振動を巨大にすると地震になります。軍事評論家故江畑謙介の著書に、「もし強力な低周波を地面の自然波と同調させて発生させられるなら、局地的な地震を発生させることすら可能である（『殺さない兵器』p106）」と記されておりますことから、それが改良されて個人に悪用できる段階にあることが想像されます。地震大国日本でありますからいつ地震が起きてもおかしくないのですが、人為による地震は別であります。被害者へのピンポイント振動攻撃は人為によるピンポイント地震の可能性を想像させるものであります。

2003年1月15日付けプラウダ紙は「2002年夏に欧州とアジアを襲った、予測もつかない自然災害やいくつもの人為的な大惨事が物語るのは、それらを誘発した何らかの原因が地球規模で存在するに違いないと多くの専門家・科学者は確信している。第一に挙げら

れるのが、地球物理学兵器の実験が極秘に実施されている可能性である。実験は極秘裏あるいは無許可である。ロシア連邦下院は、HAARP 計画の地球的な脅威の検討に約 1 年を費やした。最終的に、同下院は 2 つの教書を草案した。すなわちプーチン大統領向け、および UN、国際組織、各国の議会向け、世界の学术界、およびマスメディア向けである。——米国（おそらくは他国も）がすでに、高周波送信設備を建造していることは公然の秘密となっている。そのような装置は、イオンのポンピング（エネルギーの低い状態から高い状態への励起）により、地球環境をプラズマの状態まで加熱することが可能である。環境のコントロールをも可能にするこのプロセスから、大気現象への相当の影響もあり得ると言っても差支えない。このような兵器を所有すれば、地球のどの地域においても洪水や竜巻、嵐、また地震でさえもプログラムできる。また民間や軍の監視システムを麻痺させたり、国民すべての精神に影響を及ぼすことすら可能になる（添付資料 1 2）」と報じております。ロシア下院が審議した地球物理学兵器の脅威は日本にとっても同様であります。昨今異常気象・集中豪雨・巨大竜巻・大型台風・地震・火山の噴火に見舞われている日本ですが、その要因として地球物理学兵器の集中攻撃を受けていることも想定すべきであります。また「国民全ての精神に影響を及ぼすことすら可能になる」との指摘は、国境を越えてのマスマインドコントロールも心配しなければならないということでもあります。

地球物理学兵器と同様の兵器かもしれませんが、前出バリー・トゥロワー氏は「スーパートランスミッターをもっているなら、それからマイクロ波を三角法の原理で照射するだけでいいのです。もし世界に小麦を供給している国の経済的崩壊をもたらしたいなら、——電離層にビームすればいいのです。定められた角度でビームされたマイクロ波は反射してその国に命中します。そして継続してその大地の小麦にビームし続ければ全家畜や羊を傷つけることができます。植物の免疫システムを弱らせることができますので、健康な食物でなくなり枯れるでしょう。またその成長を妨げることもできますので、結果としてその国の経済的崩壊をもたらすことができます。全動物、牛、羊を傷つけることができ、それは本当に簡単で、ボタンを押すだけで一国家を経済的崩壊に導くことができるのです」と証言しております。このような武器の存在も周知のものとするべきであります。

このような兵器の使用は国家・国民に対するテロ行為そのものであります。テロ対策には世界が共通認識を持っておりますので、「地球物理学兵器(スーパートランスミッター兵器)悪用禁止条約」を制定して、世界が批准し順守するように、各国議会在が結束して当たるようにして下さい。

気象変動につきましてはすでに「環境改変技術の軍事的使用その他敵対的使用の禁止に関する条約」がありますので、全ての国が批准し順守するように、各国議会在が結束して当たるようにして下さい。

## 陳情項目 8 に関する詳細説明

**高度情報化時代の戦争の現実とそれが結果する絶対専制国家の現実を国民が理解するだけでなく世界の人々が理解するようにして下さい。**

サイバネティクス技術（人間コントロール技術）の存在をさらに裏付ける資料として米国陸軍戦争大学（The US Army War College）の季刊誌『Parameters』に掲載された『心にファイアーウォールはない（添付資料13）』があります。サイバネティクス技術は、人間の脳が電子回路として機能すると捉えた天才的数学者ノーバート・ウィナーが主導したのですが、人間の脳に限らず、心臓、末梢神経系の化学・電氣的活性、大脳皮質部から身体の各部位に送られる信号、聴覚信号を処理する内耳の小さな有毛細胞、視覚的活動を処理する眼球の感光性の網膜と角膜などもコンピューターのデータプロセッサとして機能することが述べられ、今日それに狙いを定め、操作し、弱体化する情報戦争の時代に入っていると主張しております。これは人間のコントロールが技術的に可能であることを前提としているわけで、しかもそれができる兵器をロシアが所有していると述べていることから、人間コントロール兵器が存在することが明らかになりました。これによりテクノロジー犯罪被害者の証言が重要性を増し、実際の発展レベルを知るために不可欠な情報となっているのです。これに前記地球物理学兵器や気象改変兵器も加わって展開されるのが高度情報化時代の戦争であります。この戦争は、一般に知らされていない武器を使い、見えない方法で行なえるのですから、宣戦布告の必要もなく始められるものであります。すでに始まっていることも考えられます。地球物理学兵器や気象改変兵器を使うのですから、かつて「国破れて山河在り」と謳われた時代は終わって、敗れた場合原型を残さないほど惨憺たる状態で終わるのは看えたことであります。日本列島沈没も考えられるところでもあります。沈没せずに生き残っても全く抵抗できない無能力人間にされて生き続けることになるのです。かつてアヘンを使って中枢神経を冒した戦争からサイバネティクス技術で中枢神経を冒す戦争の時代になっているのです。そのような敗戦状態を招かないために高度情報化時代の戦争の現実とそれが結果する絶対専制時代の現実を国民すべてが理解するだけでなく世界の人々が理解するようにして下さい。これについて高度情報化時代の戦争が既に始まっているとの危機感を持つての対応を要望致します。

### **陳情項目9に関する詳細説明**

**嫌がらせ犯罪（組織的・継続的嫌がらせ行為）の実態、それが民主的政治プロセスに影響を及ぼしていること、政権掌握に利用できること、ひいては傀儡政権作りに利用されている実態を、国政調査権を用いて明らかにし、それから国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会が結束してこれに当たるようにして下さい。**

アンケート調査の結果及び被害者証言から嫌がらせ犯罪に11の特徴があることが分かってまいりました。それは、①集団性、②ストーカー性、③継続・反復性、④タイミング性、⑤監視性、⑥システム性、⑦組織性、⑧ネットワーク性、⑨マニュアル性、⑩歴史性、⑪非

常識性であります。そして最後の非常識性ですべての特徴が貫かれていることも分かってまいりました。そしてこの非常識性が重要で、嫌がらせの内容が常識から離れていればいるほど一般人はもちろん、警察、弁護士、行政官、政治家、だれもその訴えを聞かなくなります。逆に常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れますので犯罪主体に危害が及ぶ恐れがあります。犯罪主体はこの点をよく理解していて、常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという強固な意思をもって行なっていることが分かってまいりました。しかも集団性をもって行なっているのですから意思統一の場が必要であります。被害者が全国にいるということは全国規模で意思統一の場が必要になります。以上のことから、嫌がらせ犯罪は全国的規模の組織犯罪であることに間違いなく、組織犯罪対策法の適用ができるものであります。

嫌がらせ犯罪における9番目の特徴マニュアル性は注目すべきで、巧みに人を追い込む術に長けていることから、その元がどこにあるか見極めることは重要であります。この面で長けているのは、昔は特高警察、今は公安警察ですが、世界的規模で同様の被害が発生していることから、その広がりの説明できるものでなければなりません。これに関して元 FBI 特別捜査官テッド・ガンダーソン氏が、ギャング・ストーキング（当NPOで嫌がらせ犯罪と称するもの）の行為・グループ・集団について、「1980年代前半から実施されている隠密のプログラムを合理的に説明するものであると考えます。1980年代以降、ギャング・ストーキング行為は新たな通信・監視技術を利用し、その規模や激しさ、複雑さを増してきました。当該プログラムではエシュロン・プログラム、カーニボア・システム、およびテンペスト・システムというコードネームを用いています。エシュロン・プログラムはメリーランド州フォートミードの国家安全保障局の管理下にあり、世界中の全ての電子メールや電話の通話を監視しています。カーニボア・システムはメリーランド州フォートミードの国家安全保障局の管理下にあり、痕跡を残すなど所有者に知られることなく、あらゆるコンピュータシステムをダウンロードすることが可能です。テンペスト・システムは最大で4分の1マイル離れたところにあるコンピューター画面上にあるものを解読することができます。これらのプログラムは何千人ものアメリカ国民にマイナスの影響を及ぼし、彼らの市民権を日常的に著しく侵害しています（添付資料14）」と主張してその犯罪の存在を認めております。そしてそれを行っている犯罪主体について政府系悪徳犯罪集団という名称を使って、「FBI その他情報機関、政府機関全般の幹部の他、犯罪組織の裕福かつ有力な構成員、億万長者や企業エリートらが、政府系ギャング・ストーキングプログラムを利用して、敵対者を攻撃しています」と主張しているのです。しかもその証拠も、「ギャング・ストーキングの事実は、FBI と国家安全保障局の両方で、エシュロン・プログラム、カーニボア・システム、およびテンペスト・システムに関する記録に記載されています。また、ギャング・ストーキングの事実は FBI と国家安全保障局の両方で、ナルス社のシステムにより収集された情報に関する記録に記載されています。ナルス社は防衛請負業者であるボーイング社の完全子会社であり、ボーイング社は FBI および国家安全保障局が現在使用している高度な大量監視コンピュータシステムを製造している会社です」と述べて、その所在を明らかにしております。そしてこれを主張する情報源は、「FBI、中央情報局（CIA）、国家安全保障局、軍情報部等の

現役メンバーや元メンバー、犯罪集団内で活動中の情報提供者、被害者の証言」から得ていると述べているのですから、氏の証言の信憑性は絶大であります。敗戦国日本はこの影響を受けている可能性が大いにあり、嫌がらせ犯罪のマニュアルを提供していると考えられます。

以上のことから嫌がらせ犯罪がこれまでの組織犯罪とは次元を異にするものであることはご理解いただけたと思いますが、元公安調査庁調査第二部長菅沼光弘氏が「日本の闇社会（添付資料15）」で述べているように、日本の暴力団の実力も相当なもので、はたしてそれほどの実力者がその右に出る犯罪組織の存在を許すのかという疑問も湧いてまいります。その存在があるとしたら、国家権力を背景とした、テッド・ガンダーソン氏証言にある、政府系悪徳犯罪集団ということでしたら納得できるものがあります。

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪は民主的政治プロセスに影響を及ぼしております。政治を目指す人間に仕掛けていることは私自身地方議員を経験しておりますので身をもって経験していることであります。次から次へと終わりなく繰り返される嫌がらせ犯罪とテクノロジー犯罪の集中攻撃であります。これによってこれまでも志を遂げられずに果てていった方が相当数いらっしゃったと考えます。日本に生まれ、日本のために働こうと思って立候補を決意したにも拘わらず、このような攻撃に遭うのですから、日本人にあらざる輩が権力を掌握していると思わざるを得なくなります。さらによくやく地方議員になってもそこに暴力団が忍び寄ってまいります。上手に問題を発生させてどのように動いてくるか見るという手法が採られております。その解決に暴力団に手を打ってもらおうとすればそれなりの代償を払わなければなりません。暴力団がその対応をみて、今後もしゃぶれると烙印を押したら、次期選挙は当選確実であります。さらにしゃぶれると思ったら、次は市長、国会議員で、山ほど代償を払い続けることになるのです。その代償は市民・国民の税金で充てられます。議員を辞めても死ぬまでしゃぶられていた人もいるほどであります。このようにして政治家と暴力団は密接な関係にあることがよく分かってまいりました。これと似たことをしているのが新興宗教団体であります。信者の票を利用して、選挙に協力し、当選後はしゃぶり続けるわけであります。警視庁に6000名の信者を送り込むというしゃぶり方までしております。前任者や現職がこの両者に頼っていればいるほど後任者や新人は両者と闘わなければならなくなります。両者は各地に存在しておりますのでその影響は甚大であります。暴力団の構成員に付いて菅沼光弘氏は「同和60%、在日30%、中国系と同和でない日本人10%」と前記講演で述べております。暴力団が政治家と密接になって、選挙に絡み、その要領を学んでいるのですから、それが長期に及んだ結果として、政治家の構成が暴力団の構成と同じになってもおかしくありません。またその背後で新興宗教団体100%になってもおかしくないのであります。このような構図がテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の解決を難しくしていることは間違いないと考えます。また私の選挙で投票も含めて協力してくれた方が次々に亡くなっていることから分かってきたことがあります。死因は、心臓発作、風呂場での突然死、癌等々で、バリー・トゥロー氏がマイクロ波兵器で誘発できると証言しているものであります。地元暴力団は不思議と誰が誰に票を入れたのかまで把握しております。その暴

力団がテクノロジー犯罪主体と密接に絡みマイクロ波兵器を使ってそれを行なっていることが考えられます。私に起こっていることは全国的に同じ状況と考えられます。同和を筆頭構成員とする暴力団と新興宗教団体とテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体が一体となって日本の選挙を演出しているのです。ここに両犯罪を公にできない大きな理由があると考えます。この構図こそ戦後レジームそのものであります。

このように日本の民主的政治プロセスに甚大な影響を与えている嫌がらせ犯罪の社会的認知と、それを刑法犯罪として処罰できる「嫌がらせ犯罪防止法」を制定して、日本国内から嫌がらせ犯罪を撲滅して頂きますよう要望致します。これについても世界が同じ状況にあると考えられますので、「嫌がらせ犯罪防止条約」を制定して、全ての国が批准し順守するように、各国議会在が結束して当たるようにして下さい。

### 陳情項目 10 に関する詳細説明

**テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を用いて、凶悪犯罪・事件の増加、ストーカー被害者の増加、自殺者の増加、精神疾患患者の増加、家族崩壊、社会破壊、社会の低俗化、警察の悪質化など、世相を演出している実態を、国政調査権を用いて明らかにし、それから国民を守るために、法を整備するだけでなく、世界的傾向でもあることから、各国議会在が結束してこれに当たるようにして下さい。**

11 の特徴をもつ嫌がらせ犯罪を畳みかけられることによって、被害者はパニックに陥り、誰に話しても理解されないことによる孤立、また親しい人に同様の危害が及ぶことを心配して自ら交友を断つことによるさらなる孤立に陥るのが通常であります。これにテクノロジー犯罪も仕掛けてダメージを倍加させる手法が採られているのです。その先にあるのは自殺か、パニックに陥って精神病院への収容か、止むにやまれず緊急避難的に誤った対処をしてしまうかであります。そしてこれが犯罪主体の描く構図であることを看破してまいりました。この構図を理解して現代の世相をみますと、毎年2万人を越える自殺者、169万人ともいわれる精神疾患患者の増加（平成26年度厚生労働省調べうつ・統合失調症のみ）、信じ難い凶悪犯罪の増加があり、犯罪主体が描く構図と合致していることが分かります。そのためこの世相は両犯罪主体が演出していると考えられます。

当NPO確認被害者2070名中すでに28名がお亡くなりになり、うち約半数が自殺であります。警察庁が発表した「平成29年中における自殺の状況・付録」をみますと、自殺要因のトップはうつ病で、全体の2割弱、4278人となっております。統合失調症要因の自殺者は1065人、その他の精神疾患が1306人ですから、合わせると6649人が精神疾患要因で自殺したことになります。前出バリー・トゥロー氏証言にありましたように、マイクロ波で精神疾患を誘発できるのですから、そのなかにはテクノロジー犯罪が原因でやむなく自殺された方がかなりの数含まれていると考えます。精神疾患患者数は厚生労働省発表で平成26年度に390万人を超えております。この15年で150万人以上増える上昇ぶ

りであります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を経験した多くの被害者が精神的不安を掻き立てられたと証言しておりますことから、390万人の精神疾患患者の中には両犯罪を知らずに病気と思い込んでいる方が多々いらっしゃるものと思います。自殺者・精神疾患患者数の増加は現代の社会問題となっておりますので、両問題を解決するためにも、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策が必要になっているのです。

テクノロジー犯罪にマインド・コントロール（洗脳）という言葉がよく使われています。遠隔から特定個人を操るもので非常識極まりない犯罪であります。人間の思考への介入および音声送信あるいはイメージの送信でそれができると考えます。この技術の存在を知らなければ犯罪主体の思いのままに動かされてしまうことは多くの被害者が証言しているところでもあります。それが犯罪に発展してしまった悪い例として、2013年9月16日、アメリカはワシントンD. C. の海軍工廠で発生した発砲事件があります。容疑者のアロン・アレクシスは犯行前に音声送信被害や振動による睡眠妨害を訴えていたことが報道されています。アレクシスはその現象を米国の被害者団体 FFCHS の代表ロビンソン氏に相談していました。そのため犯行後に氏からマスコミ各社に資料が送られ、ワシントンタイムズ紙が報道しました。このような事件は日本でも発生しております。2008年3月19日横須賀市でタクシー運転手殺害事件が発生しました。容疑者の若いアメリカ兵は音声送信被害を裁判で証言していますので、テクノロジー犯罪が起因する事件と考えられます。2013年3月19日には地下鉄東陽町駅付近で傷害事件が発生しました。この容疑者も「お腹の中から超音波で人を刺してみろよ」という声が聞こえたと言っていることからテクノロジー犯罪被害者による犯行と考えられます。2011年2月7日には習志野市で母親殺害事件が発生しました。この容疑者は犯行の2年ほど前に当NPOにアンケートを提出していたことからテクノロジー犯罪被害者であることに間違いありません。このような事件はテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を放置すると増加する一方と考えます。本当の主犯はテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体であります。そのため新しい意味での冤罪が発生しているのです。このような信じ難い凶悪犯罪をなくすためにもテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策に即刻着手する必要があるのです。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、空間に放出された異物を標的に命中させるテクノロジーが使われております。卑近な例で申し訳ありませんが、1995年9月5日東名高速道路走行中にこの攻撃を経験しております。3車線の中央車線を走っていると、前方左車線を走行していた4トンほどのトラックの荷台の下から直径5センチほど長さ20センチほどの異物が落されました。円柱状の異物ですからボールのように規則性をもって弾むことはないはずですが、1回2回と規則的に弾み、3回目だったと思いますが私の車のボンネットに当たり顔面直撃と思われた瞬間に上に飛んで行った経験であります。これには異物を落とす仕掛け人とそれを操作する人間、操作するには人工衛星とスーパーコンピュータの力を借りなければできない仕事と思われまことから、犯罪主体は相当絞れると思われまこと。これによって自動車事故を演出することができます。2000年にコンコルド機離



陸失敗による墜落事故が発生した時にも、異物が当たったというニュースを聞いて、これもそれによるものと判断して、当時の森総理大臣に注意を喚起した次第であります。テクノロジー犯罪主体はこのように現実離れした方法で事故を演出している可能性がありますので、それに対処していく必要があります。

バーチャル・リアリティー技術を悪用したと思われる被害も発生しております。それは実際にそのような拷問を受けていないにもかかわらず、頬を針金で貫かれた感覚挿入や神経を編まれている感覚挿入を経験した被害者がいるのです。これは実際に拷問を受けた人の脳波を記録してそれを被害者に送信することによる仮想拷問感と考えられます。また本人にしか見えないバーチャル・ホログラフィー的キャラクターが現れて絶えずストーカーしてくるとい訴えもあります。そのキャラクターは電車に乗っても付いてきて隣に座って肘で突いてくるというのです。さらには当NPOが任意団体として発足した当初からヘリコプターによるつきまといを多くの被害者が訴えておりました。最近になって、操縦士の顔まではっきり見え、その男が笑っている表情も分かるほど接近してホバーリングしていたが、当然あるはずの風圧がなかったという証言を得ることができました。それほど接近して風圧がないということは考えられないことでもあります。このことから壮大なバーチャル・ホログラフィー攻撃ができることを確信した次第であります。このような技術が一般人に悪用されている現実には早急に対処していく必要があります。

1997年12月16日発生したポケモン事件について、米国陸軍情報保安局が公開した『特定の非殺傷兵器の生体効果（添付資料16）』で、それに言及しております。それによりますと「電磁パルスの概念は、非常に高速（ナノ秒単位）高圧（約100 kVm以上）の電磁パルスが、アルファ脳波周波数（約15 Hz）で反復するというものである。これに似た周波数のパルス光は、感受性の高い人々（一定レベルの光過敏性てんかん患者）を刺激し、発作を起こさせることが知られており、実際に電界で神経シナプスを直接起動させられる方法を使うと、ほぼ100%の人々が発作を起こしやすくなると考えられる。光誘発性の発作現象は、1997年12月16日の日本のテレビ番組で実証された。人気の高いアニメを見ていた数100人が軽率にも光による誘発発作として治療されたのである。光誘発発作は、最初に目が脳の視神経に関連する部分を起動する衝撃を受け止め、伝達しなければならないため、二次的な現象である。その段階から、興奮性は脳の別の部分に広がる。電磁的な概念によれば、励起は直接脳で起こり、すべての領域が同時に励起する。筋肉制御の同期と停止は、ほんの一瞬で発症すると予測されている。回復時間は、てんかん発作で観察された時間と同じか、短くなると予測されている」とあり、15 Hzが光過敏性発作を引き起こす周波数と記されております。電磁波にはこのような非熱効果があるのですから、それが故意に悪用されて、ポケモン事件以上に多くの人々が光過敏性発作を誘発してしまう可能性もあります。そのようなことにならないように電磁パルスの悪用対策が急務です。

1999年10月26日桶川女子大生殺人事件発生後、ストーカー規制法が成立して、恋

愛感情に基づく、特定個人に対する特定個人によるつきまとい行為は規制の対象となりました。しかし当NPOは1998年1月25日に任意団体として発足以来一貫して恋愛感情に基づかない組織的つきまとい行為を訴え続けてまいりました。そのようなつきまといがあることを米国司法統計局が2009年に情報公開した『米国におけるストーキング被害(添付資料17)』に記されております。2006年度の調査ですが、その年に340万件を超える訴えがあり、そのうち加害者を3人以上と答えた方が446,790名で、全体の13%を占めていることが分かります。この方々にさらにそれがチームやグループの形態をとっていたか質問したところ、185,050名が「はい」と答えたというのです。この方々は恋愛感情に基づかない組織的つきまといを受けていると看することができます。これに様々な嫌がらせが伴うことも同資料から読み取ることができます。この資料で一目瞭然となるのは、現行ストーカー規制法では守られないストーカー被害者が13%いるということであり、その13%の方々も満足させるストーカー規制法に改正されなければならないのです。

テクノロジー犯罪によって、生理的統合が失われるだけでなく、運動機能・感情、三欲、そして精神的な統合と、あらゆる面で統合を失わせるのがテクノロジー犯罪であります。統合失調症とはよくつけた名前で当を得ていると被害者の立場から感心している次第であります。これは完全なる個人破壊につながります。これに非常識に徹する嫌がらせ犯罪が伴うのですから破壊力は倍加されます。この個人破壊は、それに対する理解者が今のところ得られないことから、家庭においては家族崩壊につながります。さらには犯罪主体として近隣住民を疑っている被害者が多いことから、近隣トラブルの発生が考えられ、それは事件に発展する恐れがあります。これは社会破壊につながるものであります。テクノロジー犯罪を全国民に実行すれば国家破壊となります。このようにテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の根底には破壊工作がプログラムされていると考えます。ですから両犯罪には破壊活動防止法が適用されるべきであります。

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪による社会の低俗化も著しいものがあります。被害者の動向を思考レベルで読み、行く先々に手をまわして嫌がらせ行為を行なう組織網・連絡網は長期にわたり作り上げられてきたものであります。社会生活を営む上で必要不可欠なあらゆる場所、銀行・郵便局・スーパーマーケット・コンビニ・飲食店・病院・ホテル・役所・学校・趣味の場・宅配業者等々、どこに行っても不審な対応をさせることができる態勢が整えられています。嫌がらせネットワークはそれを維持するために誰かをターゲットにして継続しなければ成り立たなくなるものであります。監視技術が実行部隊の動向も監視して、指示通り行なっているか確認し、行なわない場合、その人にも攻撃を仕掛けるまでして犯罪組織網を維持していることが考えられます。その範囲が広範囲におよぶため社会の低俗化は避けられないものとなります。そしてこの低俗化も計画されたものであります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体にとって生き易い社会の低俗化を、これ以上進行させないために、長期にわたって構築されてきた嫌がらせ犯罪組織網を打ち破る必要があります。この組織網は防犯を建前として構築されている可能性があります。テロ対策を建前として構築されている可能性

もあります。東京オリンピックを間近にしてその組織網の強化が心配されるところであります。日本の治安対策を司る部署が政府系悪徳犯罪集団にリクルートされている可能性も考慮すべきで、防犯・テロ・治安を名目にした政府系悪徳犯罪集団の魔の手に国民が縛られることにならないよう万全の対策が必要であります。

そのために大事なのが警察機構であります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が一番頼りにしているのが警察であります。ところが助けを求めに警察に行っても、門前払いを食わされた、話を聞いてもらえなかった、話を聞いてもなにも書き取ってもらえなかった、一笑された、精神病扱いされたという報告がほとんどであります。なかには来ることを見透かしていたかのように不審な対応をされたという報告もあります。このことから警察に不信感を抱いている被害者はたくさんおります。当NPOとして活動する場合もこれは同じであります。特に警視庁の対応は悪く、相談しようとしてもアポイントが取れず、仕方なく出向くと、入口の警備のところから入れてもらえず、やむなく110番通報して入れてもらったことがあるほどであります。20年前、会発足当初は、アポイントがなくても相談できましたので悪化の一途であります。これには理由があるはずであります。私どもの行動を監視して警備担当に指示している部署があるように思えてなりません。そのことから警視庁内に政府系悪徳犯罪集団が紛れ込んでいることも考慮されるべきであります。ある新興宗教団体は6000名の会員を警視庁に送り込んでいるという情報も入っております。またある警視庁OBは内部昇格試験において特定の人に答えを教えていると証言しておりました。どのような人がその恩恵にあずかっているのか調べれば実態がよく分かってくると思います。警察組織は上意下達傾向が顕著な組織ですから下の者はおかしな指示でも従わざるを得ない立場にあります。しかし著しく不審な指示をそのままにしておくことは組織を腐らせる要因となります。そこで警察組織の健全化を図るためにも、全警察官を対象として、不審な指示を経験していないか、ある場合どのような指示であったか等を問うアンケート調査を実施するよう警察庁長官に要望し続けてまいりました。これによって警察が健全化されればされるほど被害者にいい意味で影響してくることになります。2014年6月26日付警察庁長官宛て要望書には、「テクノロジー・嫌がらせ両犯罪について最も身近な全警察官を対象としたアンケート調査を実施して下さい。それには陳情項目1を確実に実施してよく理解した上で実施して下さい。アンケートでは、①両犯罪被害を経験していないか、②経験している場合どのような被害で加害者をどのように考えているか、③加害者側に加担せざるを得ないよう圧力を掛けられたことはないか、ありの場合は誰からどのような行為を強いられたのか、④被害者が警察署に相談に来る前にその知らせが何者かによってもたらされていないか、もたらされている場合その情報提供者は何者か、⑤前記情報を知らせるだけでなく、被害者に対しておかしな対応をするようにとの指示はなかったか、ありの場合その対応とは、⑥被害者の相談内容を漏らすよう要求がなかったか、ありの場合その要求者は何者か、等を問うアンケート調査であります。その結果と当NPOのアンケート集計結果とを比較すれば当NPOの訴えを別の面から裏付けることになります。また全警察官の意識状況を新しい面から認識できるようにします。これを人事に大いに利用して下さい」と記しました。それにどのように対

応して、どのような結果が得られ、その結果に対してどのような対策を講じたのか、国政調査権を用いて明らかにして頂きたいと思えます。

尚、元FBI特別捜査官テッド・ガンダーソン氏の「FBI その他の情報機関や政府機関全般で働いているほとんどの個人は正直であり、法を順守する公僕であると固く信じています。しかしながら、悪徳工作員のネットワークはFBI、CIAなどの情報機関、その他重要な官職に秘密裏に潜入しています。この悪玉は個人的な権力や富を追い求めており、自分たち自身を法や憲法より上の存在だと考えています。彼らは、組織犯罪、悪魔崇拝カルトなどアメリカ国内のカルト運動、その他商業的・政治的権益、誤り導かれた市民組織や近隣集団と共に前述の監視や嫌がらせを実行します」との証言も重要であります。圧倒的多数の職員が真面目でもトップが腐ればそれに従わざるを得なくなります。このような腐敗は米国だけでなく、日本でも、また世界でも同じと考えます。この治安機関の腐敗化、腐敗しての連携も心配されますので、世界が一になってこれに取り組む必要があります。その方向でリーダーシップを発揮して頂きますよう要望致します。

#### 添付資料

- |  |     |
|--|-----|
| 1. 被害者 2070 名 居住県表                     | 1 枚 |
| 2. 『確認被害者 1700 名 アンケート集計結果』            | 1 部 |
| 3. 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』            | 1 部 |
| 4. 『マイクロ波によるマインドコントロール』                | 1 部 |
| 5. 『マイクロチップインプラント、マインドコントロール、サイバネティクス』 | 1 部 |
| 6. 『神経科学の進展と人権への脅威』                    | 1 枚 |
| 7. 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』             | 1 部 |
| 8. 『マイクロウェーブ技術の危険性』                    | 1 部 |
| 9. 『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応』      | 1 部 |
| 10. 『アメリカ大使館員の体調不良の原因はマイクロ波攻撃が最も疑わしい』  | 1 部 |
| 11. 『故ラウニ・キルデ博士発言集』                    | 1 部 |
| 12. 『新しい地球物理学兵器の利用が地球規模の大惨事に』          | 1 枚 |
| 13. 『心にファイアーウォールはない』                   | 1 部 |
| 14. 『元 F B I 特別捜査官テッド・ガンダーソン氏証言』       | 1 部 |
| 15. 『元公安調査庁調査第二部長菅沼光弘氏講演「日本の闇社会」』      | 1 部 |
| 16. 『特定の非殺傷兵器の生体効果』                    | 1 部 |
| 17. 『米国におけるストーキング被害』                   | 1 部 |
| 18. チラシ                                | 1 枚 |
| 19. パンフレット                             | 1 部 |
| 20. 「第 11 回テクノロジー犯罪被害フォーラム」第一部 DVD     | 2 枚 |

当 N P O ホームページもご参照下さい。

URL <http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/>

以上